

5. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

<介護保険>

当事業所の地域は1単位につき11.10円が算入されます

【訪問リハビリテーション基本料金】

<要介護>

利用時間	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分	308単位	341円	683円	1025円
40分	616単位	683円	1367円	2051円
60分	924単位	1025円	2051円	3076円

<要支援>

利用時間	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分	298単位	330円	661円	992円
40分	596単位	661円	1323円	1984円
60分	894単位	992円	1984円	2977円

<その他加算料金>

加算項目	加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続7年以上のものが1人以上いる場合	1回につき6単位	6円	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続3年以上のものが1人以上いる場合	1回につき3単位	3円	6円	9円
移行支援加算	以下基準に適合すること ①評価対象期間において、サービスの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合が100分の5を超えている ②評価対象期間中にサービスの終了日から14日以降44日以内に、当事業所の理学療法士等が終了者に対して、指定通所介護等の実施状況について確認し、記録している ③12月を事業所の利用者平均利用月数で除して得た数が100分の25以上である ④終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へと提供する	1日につき17単位	18円	37円	56円
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて、リハビリテーション計画を見直す。また、構成員と情報を共有し、その内容を記録に残す。 ・リハビリテーション計画について、作製に関与した理学療法士等が利用者またはその家族に対して説明し、同意を得ると共に医師に報告する。	1月あたり180単位	199円	399円	599円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	1月あたり213単位	236円	472円	709円
※医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合	上記リハビリテーションマネジメント加算に加え	270単位 追加	299円	599円	899円
退院時共同指導加算	事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回の訪問リハビリテーションを行った場合	600単位 ※当該退院につき1回限り	666円	1332円	1998円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	医師が認知症と診断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、理学療法士等が退院(所)日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合	1日あたり240単位 ※1週間に2回を限度	266円	532円	799円
短期集中リハビリテーション加算	<要介護> 退院(所)日又は認定を受けた日から3月以内に、1週につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施 <要支援> 退院(所)日又は認定を受けた日から1月以内に行われた場合は、1週につき概ね2日以上、1日あたり40分以上。1月以上を超え3月以内に行われた場合は、1週につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施	1日につき200単位	222円	444円	666円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合	1回につき50単位 ※1月に1回限り算定	55円	111円	166円

【その他減算項目】

訪問リハビリテーション診療未実施減算	事業所の医師が利用者の診察を行っていない場合 ※但し、入院中の医療機関の医師からの情報提供のもと、リハビリテーションを提供した場合は1ヶ月に限り減算適用外	1回につき△50単位	55円	111円	166円
(要支援のみ対象)利用開始月から12月を超えた場合 ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する情報を構成員と共有。会議の内容を記録すると共に、リハビリテーションの計画を見直す。 ・また、リハビリテーション計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。	左記を満たさない場合 △30単位		33円	66円	99円